

清須市学習用タブレット端末及びモバイルルーターの貸与に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、清須市立小学校に在籍する児童及び清須市立中学校に在籍する生徒が使用する学習用タブレット端末及びモバイルルーターの貸与に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学習用タブレット端末 学習活動に必要不可欠な教材又は教具として使用するための設定及びセキュリティに係る措置を講じた機器（その使用のために必要な附属品を含む。）をいう。
- (2) モバイルルーター 学習用タブレット端末をインターネットに接続するための機器（その使用のために必要な附属品を含む。）をいう。
- (3) 貸与対象者 使用者の親権者、監護権者又は未成年後見人をいう。
- (4) 使用者 教育委員会が貸与する物品（以下「貸与物品」という。）を使用する清須市立小学校に在籍する児童及び清須市立中学校に在籍する生徒をいう。

(貸与物品)

第3条 貸与物品の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 学習用タブレット端末
- (2) モバイルルーター（貸与対象者の家庭においてインターネットに接続するための環境が構築されていない場合に限る。）

(管理)

第4条 教育委員会は、貸与物品の総括的管理を行うものとする。

- 2 清須市立小学校又は清須市立中学校（以下「学校」という。）の長（以下「学校長」という。）は、当該学校における貸与物品の貸与の状況を明らかにするために、管理台帳を備えなければならない。
- 3 学校長は、当該学校における貸与物品の貸与状況に変更が生じたときは管理台帳に記載するとともに、教育委員会に報告しなければならない。

(貸与に係る台数及び期間)

第5条 貸与物品の貸与を受けることができる台数及び期間は、別表に掲げるとおりとする。

(貸与に係る費用)

第6条 貸与物品の貸与に係る費用は、清須市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(平成17年清須市条例第60号)第8条の規定に基づき、無償とする。

(申込み等)

第7条 貸与対象者は、貸与物品の貸与を受けようとするときは、学習用タブレット端末及びモバイルルーター貸与申込書(第1号様式)及び学習用タブレット端末及びモバイルルーター取扱同意書(第2号様式)を学校長に提出しなければならない。

2 学校長は、前項の申込書を受理したときは、その内容を確認し、適当と認めたときは、貸与物品を貸与対象者へ貸与するものとする。

3 前項の規定により貸与物品の貸与を受けた貸与対象者(以下「被貸与者」という。)は、貸与を受けた日の属する年度の翌年度以降、毎年度、学校長が定める期日までに学習用タブレット端末及びモバイルルーター取扱同意書を学校長に提出しなければならない。

(貸与物品の取扱い)

第8条 被貸与者及び使用者(以下「被貸与者等」という。)は、貸与物品について善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

2 被貸与者等は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 貸与物品を被貸与者等以外の者(使用者を指導する学校の教職員を除く。)に使用させ、又は転貸すること。
- (2) 貸与物品を売却し、担保に供し、廃棄し、又は故意に破損すること。
- (3) 貸与物品に装飾等を行い、貸与時の状態に戻すことができないようにすること。
- (4) 貸与物品を学習以外に使用すること。
- (5) 貸与物品を使用し、第三者に対して危害を加えること。
- (6) 貸与物品に学校長の許可なくソフトウェアを追加すること。
- (7) その他貸与物品の貸与の目的に反すること。

3 被貸与者等は、教育委員会又は学校長から貸与物品の管理に当たり必要な指示があった場合は、その指示に従わなければならない。

(充電及びインターネットへの接続に係る費用)

第9条 被貸与者は、使用者が貸与物品を使用するに当たり、次に掲げる費用を負担しなければならない。

(1) 学校以外の場所における貸与物品の充電に要する費用

(2) 学校以外の場所におけるインターネットへの接続（貸与を受けたモバイルルーターを用いたインターネットへの接続を除く。）に要する費用

(紛失、盗難又は破損の届出)

第10条 被貸与者は、貸与物品の紛失若しくは盗難があったとき又は貸与物品が破損したときは、直ちに学習用タブレット端末及びモバイルルーター紛失・盗難・破損届（第3号様式）を学校長へ提出しなければならない。

2 前項の場合において、紛失又は破損の原因となった事由が被貸与者等の故意又は重大な過失によるものと認められるときは、被貸与者は、修繕等に要する費用を負担しなければならない。

(貸与物品の返却)

第11条 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに貸与物品を返却しなければならない。

(1) 別表に規定する期間を終了したとき。

(2) 転校、通信環境の確保その他学校長が貸与物品の返却を求める事由が生じたとき。

(損害賠償)

第12条 貸与物品の使用に当たり、被貸与者等の責めに帰すべき理由により市、教育委員会又は第三者に損害が生じた場合は、被貸与者は、その損害を賠償する責任を負う。

2 貸与物品の使用に当たり、被貸与者等の故意又は過失により個人情報等の漏えい等の事故が生じた場合は、市及び教育委員会は、その責任を負わないものとする。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和４年４月１日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現に行われている貸与物品の貸与については、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第５条関係）

区 分	台 数	期 間
学習用タブレット端末	使用者１人につき１台	貸与を決定した日から使用者が学校を卒業する日まで
モバイルルーター	貸与対象者１人につき１台	学校長が貸与する必要があると認める期間